

## 別表

## 記録の保存期間

	事件の種類		保存期間
1	人事訴訟事件		5年
2	保全命令事件		5年
3	家事審判事件	子の氏の変更についての許可の申立て	1年
		その他	5年
4	家事調停事件		5年
5	子の返還申立事件		5年
6	少年保護事件	保護処分決定によって完結したもの又は検察官を出席させる決定があった事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと若しくは保護処分に付する必要がないことを理由として保護処分に付さない旨の決定がされたもの	少年が26歳に達するまでの期間
		その他	3年 ただし、道路交通法違反保護事件以外の事件で上の期間満了時に少年が20歳に達しないものは、20歳に達するまでの期間
7	準少年保護事件(少年法第27条の2に規定するもの)		3年 ただし、上の期間満了時に本人が26歳に達しないものは、26歳に達するまでの期間
8	家事雑事件	証拠保全の申立て(証拠調べをしたもの)	10年
	少年審判雑事件	保全命令の申立て	5年
		その他	3年
9	少年調査記録		少年審判規則第37条の2第4項の規定により返還を受けたものについてはその日から5年、その他のものについては終局決定の日から6年とする。ただし、当該少年が26歳に達したときは、その期間内でも、保存期間が満了したものとする。